◇令和7年4月1日より審査基準変更、10月1日より手続き変更◇

二也口呵景觀察例說明資際

-開発事業編-



ニセコ町について

ニセコ町は、北海道の南西に位置し、東に国立公園「羊蹄山」、北に国定公園「ニセコアンヌプリ」を望み、また町の中央には清流日本一にもなった尻別川が流れる、豊かな大自然に囲まれた農業と観光の町です。

ニセコ町は、自然環境や生活環境、農村景観など貴重な地域資源を将来にわたって維持していくために、まちの憲法である「ニセコ町まちづくり基本条例」に基づき、環境基本条例や景観条例などのさまざまなルールを定めています。

これは、住民がまちづくりの主役であることと、地域の貴重な財産である自然環境や景観などを乱開発から守り、その価値を永続的に維持し利用していくことが、ニセコ町にとって大切であると信じているからです。

またニセコ町のまちづくりの根本には、有島武郎が遺した住民自治の原点となる「相互扶助」の精神が脈々と受け継がれ、まちの地域力の素地となっています。

こうしたルールと精神への理解を開発事業者(事業者・設計者・施工者)のみなさまにも 深めていただき、将来にわたって地域資源を守り、持続的に活用し、事業活動を維持・発展 させる基盤としていただきたいと考えています。

住民・開発事業者など関係する方々の相互の理解と尊重のもとに、地域と共生する持続的で魅力的な開発事業を進めていただくことが、付加価値を生むことにつながり、ニセコ町全体でともに進める持続可能なまちづくりになっていくと考えています。

1 ニセコ町景観条例について

<ニセコ町景観条例>

ニセコ町は、秀峰「羊蹄山」や「ニセコアンヌプリ」などの山系に囲まれ、町の中心を清流「尻別川」が流れ、美しい四季を織り成す自然環境に恵まれたまちです。良好な景観は、自然や風景と調和した営みから生まれ、地域の産業や文化、歴史が長い年月を経て積み重ねられたなかで築かれてきた貴重な地域の財産です。

ニセコ町景観条例(以下、「条例」といいます。)は、美しく雄大なニセコの風景を守り育て、豊かな自然の恵みを将来の世代に伝えることを目的に平成16年(2004年)10月1日に施行した条例です。

<対象地域>

本条例の対象地域は、町内全域となります(町内には、国立公園、国定公園、農業振興地域、 森林地域、特定用途制限地域、景観地区などの様々な規制もあります)。

<景観づくりの担い手とそれぞれの責務>

ニセコ町の景観づくりは、町内を流れる大小さまざまな河川や山岳景観、雄大な農村風景、 市街地の緑地など地域共有の貴重な財産を守るため、自然環境の調和と地域全体の秩序ある 土地利用に配慮していきます。農村、市街地、自然公園、それぞれにふさわしい景観が形成 されるようよう、住民、開発事業者(事業者・設計者・施工者)、行政が互いに連携して景観 づくりを進めます。

※R3.4.1 改正により、事業者同様の責務を設計者・施工者にも定めました。

住民等の責務

景観づくりの主体であることを認識し、自らの生活する環境の保 全に努めるとともに、景観づくりに関わり、それぞれの立場から景 観づくりに寄与するように努めなければならない。

・事業者の責務

自らの活動が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、その事業活動の実施に当たっては、地域の景観を損ねることのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講じるとともに、景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

・設計者・施工者の責務

自らの設計及び施工が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、その実施に当たっては、地域の景観を損ねることのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講じるとともに、景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

・行政の責務

条例の目的達成のため、自ら景観づくりに努めるとともに、景観 づくりを推進するため、必要な施策を策定し、その推進に努めなけ ればならない。また施策の実施に当たっては、町民及び事業者の意 見が十分反映されるよう努めなければならない。

ニセコ町景観条例 ~抜粋~

2 協議が必要な開発事業

下記の表に該当する行為(開発事業)を行おうとする事業者は、条例第28条の定めによ り、事業を開始する30日前(建築基準法、都市計画法、景観法その他関連法令に基づく申請 が必要な場合はいずれもその申請前)までに事業の内容及び工事施工方法などについて、町 と協議しなければなりません。

また、町との協議にあたっては、原則として①事前景観調査(地域の景観に与える影響を 事前に調査)や②住民説明会(景観上影響を及ぼす恐れのある地域を対象とした説明会)を していただくことになりますので、それらの事前調整(事前協議)が必要になります。

種		類(景観条例)	基	準(景観条例)		準都市計画、特定用途制限 地域、景観地区内の取扱
(1)	建築物の建設 (1) (新築・改築・増築・外観の模様替え・色彩の変更・移転) ※改築・増築・外観の模様替え・色彩の変更・移転にあっては、これら後の建築物の規模が右記基準を超える場合に協議対象 (2) 工作物の建設※2 (新築・改築・増設・外観の模様替え・色彩の変更・移転) ※改築・増設・転にあって検え、へら後の工作物の規模が右記基準を超える場合に協議対象		隣接して一団の建設を行を超えるものを含む。) ※改築・増築・外観の梅	5 もの えるもの(1,000㎡以下であっ テい、その規模が合算して1,00 尊様替え・色彩の変更にあって à計が10㎡以下のものを除く	00㎡ ごは、	<u>左記の規定のほか、</u> 準都 市計画区域(特定用途制限 地域、景観地区)のルール
(2)			は太陽電池発電設備で、 築造面積が1,000㎡を越 隣接して一団の築造を行 を超えるものを含む。) ※改築・増設・外観の様	きその他これらに類するもの、	また。 つても 00㎡	が適用されます。
(3)	それがある」 設・改築・地 ※用途の変動	□場及び事業場(新	貯蔵又は処理に供するエパチンコ店、ゲームセン専ら異性を同伴する客のゴルフ練習場ガソリンスタンド、自動所観覧車、コースター、ウ類する遊戯施設	ノター等の遊戯施設	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<u>左記の規定によらず、</u> 「特定用途制限地域」の ルールが適用されます。 (詳細はパンフレット「ニ セコ町で建築をお考えの皆 さまへ」を参照ください)
(4)	土 地	土地の区画形質を変更する事業	地域に隣接して一団の開 5,000㎡を超えるものを 主として建築物の建築の し他の者に販売する事業 行う事業で、その面積か)用に供する目的で当該土地を (を)	て 分割 でして Om 以	景観地区にあっては、左記の規定中「5,000㎡」を「3,000㎡」に読み替えるものとします。

※1 協議期限

開発事業を開始する30日前まで。ただし建築基準法に基づく建築確認申請が必要な場合、景観法・ニセコ町景観地区条例に 基づく計画認定申請または許可申請が必要な場合、都市計画法に基づく開発行為許可申請が必要な場合はいずれもその申請前 まで。

※2 工作物の定義

- (7) 門、堀、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの (4) 煙突その他これらに類するもの

- (f) 物見台塔その他これらに類するもの (I) 通信用鉄塔その他これらに類するもの
- (オ) 彫刻、記念碑その他これらに類するもの
- (カ) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設
- (キ) 風力発電設備
- (1) 太陽電池発電設備
- (ケ) その他町長が指定し、告示したもの

<開発事業における一団の判断基準>

開発事業に関し、隣接して行われる開発事業が、一体性のある開発事業と認められる場合は、「一団の開発事業」として、これらの開発事業面積を合わせた全体を協議対象とします。 一団の開発事業として認められる判断基準は以下の通りです。

ア 行為主体の同一性について

開発事業者(所在が同一若しくは役員が重複している法人又はグループ企業等で ある場合、その他、個人、法人を問わず客観的に判断して同一と認められる場合を含む。)、 土地所有者などが同一人であるもの。

イ 利用目的の一体性について

道路や上下水道等の公共施設の共有や区域の間で専用利用などがあるもの。

ウ 物理的位置関係について

隣接(連続した土地だけでなく、所有権の異なる土地や官地を隔てた土地をいう。ただし、片側2車線以上の道路や河川等の公共施設により隔たれている場合など、明らかに一体的な利用が困難と判断されるものは除く。)しているもの。

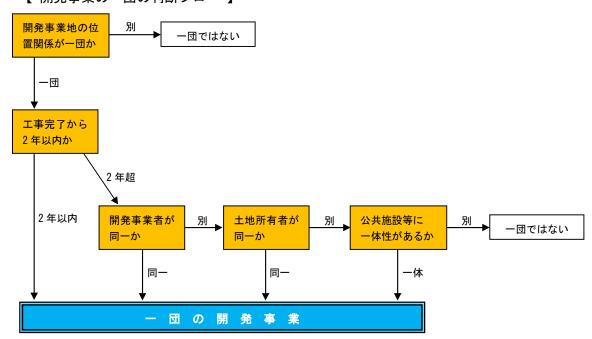
エ 時期的関係について

建設や造成などの時期が近く(2年以内)、開発事業が計画的・連続的に行われるもの。

(注意事項)

- ・この判断基準は、ニセコ町景観条例に定める開発事業の協議に関する指導審査基準によるものであり、北海道が取扱う開発行為等の運用とは異なります。
- ・将来的に一団の開発事業となる計画がある場合は、まずはご相談ください。

【 開発事業の一団の判断フロー 】

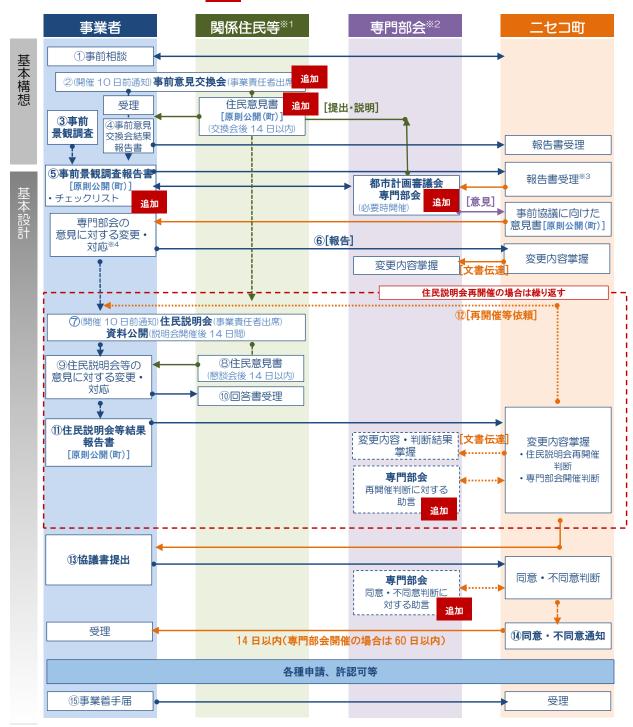


3 事前協議から開発着手までの流れ

事前協議(協議前の相談の段階)から開発事業の終了届出までの事務の流れは、下記のフロー図のとおりです。事例にもよりますが、事前協議から同意まで長期間を要するケースが多くなっています。事業スケジュールに余裕のある計画とし、早めにご相談ください。

なお、フロー図は開発事業協議の一般的な例を示したものですので、必ずしもすべての事例にあてはまるものではありません。

事前協議フロー図【追加 2025年10月以降の条例改正による追加箇所】



<補足説明>

- (1) フロー図①の事前相談の際には、開発事業予定地と事業の概要がわかる図面等をご用意ください。また、協議が必要な工作物等を借地または新規購入地に建設しようとする場合は、地権者との協議前にニセコ町との事前協議をしていただきますようお願いします。
- (2) フロー図②の事前意見交換会では、まずは計画地をしっかり確認いただいた上で、地域住民 との意見交換により、計画地の特徴、周辺状況、地域住民の暮らしや思いなどを把握していた だきますようお願いします。
- (3) フロー図⑤の事前景観調査報告の段階で、明らかに同意できない計画については、指導・助言することがあります。
- (4) フロー図⑦の住民説明会及び資料公開は、関係住民等に事業の概要と事業完了後の景観状況を把握してもらうことが目的ですので、わかりやすい資料を使って説明してください。
- (5) フロー図⑦の住民説明会及びフロー図⑧の意見書の提出において、景観条例の内容とは関係ない質問等もあると思いますが、できる限り回答してください。
- (6) 開発事業の実施予定内容が景観上の影響を及ぼすものでない場合には、フロー図⑦の住民説明会及び資料公開を必要としないこともあります。その際に関係住民等から説明要請などがあった場合は、真摯に対応してください。
- (7) フロー図⑪の住民説明会等の結果報告と事業計画の内容を踏まえて、事業計画の見直しや追加説明などが必要となった場合は、指導・助言と併せてフロー図⑫の説明会及び資料公開の依頼をすることがあります。
- (8) 事前意見交換会後、事前協議対象外(規模等の縮小・事業中止等)となった場合、事業者は 関係住民等へその旨を周知してください。
- (9) その他、計画を進めるうえで、必要と考えられる他法令等に関することもあわせて検討してください。
- ※1 関係住民等:景観条例第2条第9号に規定する関係住民等(景観条例施行規則第3条:開発 事業予定敷地に隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者、開発事業予定敷地の属する自 治会の町民、開発事業予定敷地の属する自治会と隣接し、開発事業の影響が懸念されると町長 が認めた自治会の町民、開発事業予定敷地の属する景観協定・コミュニティ協定を締結した区 域内の町民)
- ※2 専門部会:ニセコ町都市計画審議会条例第8条に基づく専門部会
- ※3 事前景観調査結果報告書を踏まえて、専門部会・住民説明会等を省略する場合がある。

4 開発事業の進め方 ~ 開発事業の協議に関する指導審査基準 (一部抜粋・補足加筆) ~

(1) 事前相談・事前協議

事前協議は、開発事業者にニセコ町の景観への取り組みを知っていただくとともに、条例第4条から第6条の2に定める、町、町民、事業者、設計者等の責務が果たされるために行うものです。

したがって、開発事業計画の内容が町として明らかに同意できないものであるときは、 開発事業予定敷地や事業内容の変更等必要な助言を行う場合があります。

(2) 事前意見交換会について

事前協議を進めるうえで、開発事業予定敷地周辺に暮らす方々との対話を重ね、景観づくりに対する相互理解を深めていただくことは、とても重要と考えます。そのため、基本構想段階(配置計画・ボリューム検討時点)で、関係住民のみなさんと事前意見交換会を開催し、開発事業予定敷地の現状、特徴などを把握していただくようお願いします。

事前意見交換会では、住民と事業者が直接意見交換できるよう、当該事業における責任者の出席をお願いします。事前意見交換会で事業者・住民双方の意向を確認した上で、土地造成や建物の規模など基本設計を行ってください。

- ア 関係住民等への開催通知:開催する10日前までに、回覧その他の方法により関係住民 等に公表、町長に通知してください。
- イ 事前意見交換会での必要資料:特に定めていませんが、事業者名、場所、用途については最低限記載してください。

(3) 事前景観調査について

開発事業の協議を進めるにあたり、はじめに「当該事業の実施により、景観上影響を及 ぼす恐れのある地域」を対象に事前景観調査を行っていただきます。

事前景観調査が必要な場所は次のとおりです。

- ア 公道及び不特定多数の者が出入りする場所(公共施設や集客施設など)から開発事業 の全部又は一部を確認できる地域
- イ 条例に定める景観協定を締結した地域(現在のところ該当地域なし)
- ウ 条例に定めるコミュニティ協定を締結した地域(1地域)
- エ 条例に定める重要景観等の指定を受けた建築物等が望まれる地域(※現在は該当なし)
- オ 条例に定めるふるさと眺望点から望まれる地域(町内に2カ所あり)

(4) 事前景観調査報告書について

事前景観調査報告書として、次の書面を提出してください。具体的な作成例は、別添の 作成例を参考にしてください。

ア 開発事業の概要を把握できる図面等

事業箇所図(付近見取図)	事業予定地の場所をわかりやすく地図に明記し
	た図面
建築物、工作物の図面	概ね200分の1の縮尺による配置図(外構平面
(2 協議が必要な開発事業の(1)~(3)の場	図)、平面図、立面図
合)	
土地の区画形質変更等の図面	概ね500分の1の縮尺による外構平面図(土地
(2 協議が必要な開発事業の(4)の場合)	利用計画図)
その他	建築物、工作物のスケール感をイメージできる
	写真、イラストなど

イ 開発事業予定敷地の現地写真に開発事業のイメージを投影した図面等

イメージ投影図	概ね8方向から開発事業予定地を撮影した写真
	に建築物等のイメージを投影するなどの必要な
	加工をした図面。縮尺は任意。
イメージ投影図で使用した写真を撮影	概ね 25000 分の 1 の縮尺の地図に撮影した場所
した場所を示す図面	を明記した図面

※ イメージ投影図の作成にあたっては、予定地の近い場所から撮影した写真だけではなく 比較的遠くから撮影した写真も使用して、地域景観への影響を的確に把握できる図面とし てください。また、付近に公共施設、集客施設及び公道等がある場合には、当該箇所から撮 影した写真も使用してください。 ウ ニセコ町建築ガイドラインの配慮事項におけるチェックリスト

チェックリスト 様式に沿って地区別の景観及び雪処理に関して の配慮の有無と配慮した点を記載

(5) 専門部会の開催について

町は、事前景観調査報告書を審査した後、必要に応じて都市計画審議会内に設置した専門部会を開催し、専門家の意見・助言を求めます。専門部会を開催した場合は、開催後、専門家からの意見を事前協議に向けた意見書としてお伝えしますので、意見書を踏まえ対応した内容を町に報告してください。

ア 事業者は、専門部会に出席し、開発内容や住民からの意見に対する対応について説明 をお願いします。

イ 意見書を提出した関係住民等は、専門部会に出席し、意見の内容を説明することができます。

(6) 住民説明会の開催について

ア 説明会の開催依頼について

町は、専門部会からの意見書に対する事業者の対応内容を踏まえて、開発事業者に説明会の開催を書面で依頼するとともに、関係自治会の長等にも協力を依頼します。数回にわたり説明会を開催する必要がある場合は、その都度、町から開発事業者及び自治会の長等に依頼します。

イ 説明会の開催告知について

開発事業者は関係住民等に開発事業の説明会を告知するにあたって、次の点に留意してください。

- (ア) 通知、回覧等は、書面で行ってください。
- (4) 関係自治会の長等に事業概要を事前に説明し、説明会の開催について協力を依頼してください。関係自治会の所在等については、町からお知らせします。
- (ウ) 自治会の協力により関係住民等への周知が行われる場合は、関係住民等に対して直接通知を省略することができます。
- (エ) 関係住民等への告知は、説明会を開催する日の10日前までに行ってください。
- (オ) 関係住民等への告知に併せて、町への告知も行ってください。町は説明会の開催について町のホームページ等でお知らせします。
- ウ 説明会の開催方法について

開発事業者は開発事業の説明会の開催方法について、次の点に留意してください。

- (ア) 関係自治会の長等と相談の上、説明会の開催場所・日時等について決めてください。
- (イ) 説明会は、関係住民等に事業の概要と事業完了後の景観状況を把握してもらうことが目的ですので、図面などの資料等を使ってわかりやすく説明してください。
- (ウ) 事前意見交換会と同様、当該事業における責任者の出席をお願いします。
- エ 説明会の開催を要しない場合の関係住民等への配慮について

町は、事前協議または事前景観調査報告書を審査した後、景観上の影響が軽微と判断され説明会の開催を要しないと判断した場合、開発事業者に関係住民等への配慮について書面で依頼するとともに、関係自治会の長等にも協力を依頼します。この場合でも、次の点に留意してください。

- (ア) 開発事業予定敷地に隣接する住民には、事業概要の説明を行ってください。またその他の関係住民等に対して事業概要の周知を行ってください。
- (イ) 関係住民等から説明会の開催依頼があった場合には、誠実に対応してください。

(7) 資料の公開について

ア 資料の公開依頼について

町は、事前景観調査報告書を審査した後、開発事業者に資料の公開を書面で依頼する とともに、関係自治会の長等にも協力を依頼します。数回にわたり資料を公開する必要 がある場合は、その都度、町から開発事業者及び自治会の長等に依頼します。

イ 資料の公開告知について

開発事業者は関係住民等に開発事業の資料の公開を告知するにあたって、次の点に留意してください。

- (ア) 通知、回覧等は、書面で行ってください。
- (4) 関係自治会の長等に事業概要を事前に説明し、資料の公開について協力を依頼してください。関係自治会の所在等については、町からお知らせします。
- (ウ) 自治会の協力により関係住民等への周知が行われる場合は、関係住民等に対して直接通知を省略することができます。
- (エ) 関係住民等への告知は、資料を公開する前日までに行ってください。
- (オ) 関係住民等への告知に併せて、町への告知も行ってください。町は資料の公開について町のホームページ等でお知らせします。

ウ 資料の公開方法について

開発事業者は開発事業の資料の公開方法について、次の点に留意してください。

- (ア) 資料の公開は、(オ)の図書により、関係住民等に対し通知、回覧等で行ってください。
- (4) 関係住民等以外の方に対しても、開発事業者が指定する場所(ニセコ町内に限る。) における閲覧やホームページ等の広く閲覧することができる方法により資料の公開を行ってください。
- (ウ) 資料の公開期間は、説明会の開催日から 14 日間としてください。この期間と合わせてさらに公開することもできます。
- (エ) 資料の公開期間中に、関係住民等から意見書が提出された場合は、意見に対する見解を書面で、関係住民等に周知してください。

(オ) 資料の公開に必要な図面等

. ,	> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	事業概要書	開発事業の位置、規模、用途、予定工期、開発
		事業者、問合せ先
	事業箇所図(付近見取図)	事業予定地をわかりやすく地図に明記した図
		面

建築物、工作物の図面	概ね200分の1の縮尺による配置図(外構平面
(2 協議が必要な開発事業の(1)~(3)の場合)	図)、平面図、立面図
土地の区画形質変更等の図面	概ね500分の1の縮尺による外構平面図(土地
(2 協議が必要な開発事業の(4)の場合)	利用計画図)
イメージ投影図	概ね8方向から開発事業予定地を撮影した写
	真に建築物等のイメージを投影するなどの必
	要な加工をした図面。縮尺は任意。
イメージ投影図で使用した写真を撮影	概ね25000分の1の縮尺の地図に撮影した場所
した場所を示す図面	を明記した図面
その他町長が必要と認めるもの	

エ 資料の公開を要しない場合の関係住民等への配慮について

町は、事前協議または事前景観調査報告書を審査した後、景観上の影響が軽微と判断され資料の公開を要しないと判断した場合、開発事業者に関係住民等への配慮について 書面で依頼するとともに、関係自治会の長等にも協力を依頼します。この場合でも、次の点に留意してください。

- (ア) 開発事業予定敷地に隣接する住民には、事業概要の説明を行ってください。またその他の関係住民等に対して事業概要の周知を行ってください。
- (イ) 関係住民等から資料の公開依頼があった場合には、誠実に対応してください。

(8) 住民説明会の開催結果及び資料の公開結果の報告について

説明会及び資料の公開後は、速やかに次の書面を提出し、結果を報告してください。 また説明会時に対応できず、後日対応したものについても併せて報告してください。

関係住民等説明会等結果報告書	条例施行規則様式第 20 号
説明会の出席者名簿	住所、氏名を記載したもの
説明会等で使用した資料	説明会及び資料の公開に使用したもの(その後、 関係住民等に追加提出したものも含む)
資料の公開における意見書及び回答書	関係住民等から提出された意見書及びそれに対
の写し	する回答書の写し
その他	結果報告書に記載しきれない場合は別紙にて添
	付してください

(9) 住民説明会の再開催及び資料の再公開について

町は、説明会及び資料公開の結果報告を確認した後、必要と判断した際は、改めて説明会の開催及び資料の公開を開発事業者に書面で依頼するとともに、関係自治会の長等にも協力を依頼する場合があります。また事業内容の変更等必要な助言を行う場合があります。

(10) 開発事業の審査基準について

協議のあった開発事業に町が同意をするにあたっては、ニセコ町景観条例施行規則第24条に定める審査基準のほか、次の点を考慮して決定します。

ア 事業予定地が景観協定等の区域内の場合

条例に規定する景観協定及びコミュニティ協定を締結した区域内においては、開発事業の内容が、協定で定める事項に反しないか

イ 事業予定地が農村地域の場合

これまでに形成されてきた丘陵、田園景観が阻害されることがないか。

ウ 事業予定地が市街地の場合

これまでに形成されてきた街並み景観に配慮し、かつ新たな景観要素としてニセコの街並みにふさわしいか。

エ 事業予定地が自然公園地域またはその周辺の場合

樹木の伐採や土地の形状変更が最小限度に抑えられており、かつ自然景観が阻害されることがないか。

(開発事業の審査基準)

第24条 条例第31条で規定した審査の基準は、ニセコ町建築ガイドラインに記載 された景観及び雪処理に係る配慮事項によるものとする。

ニセコ町景観条例施行規則 ~抜粋~

ニセコ町建築ガイドライン

ニセコ町は、東に羊蹄山、北のニセコアンヌプリ及び南の昆布岳に囲まれた丘陵地に、清流尻別川をはじめとした無数の沢が流れ込んでいます。この豊かな自然環境や生活環境、農村景観など貴重な地域資源を将来にわたって維持していくために、まちづくりの憲法である「ニセコ町まちづくり基本条例」に基づき、環境基本条例、景観条例、地下水保全条例、再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例等の各種条例を定めています。

建築や開発事業の計画・設計、工事、維持管理にあたっては、建築ガイドラインを 参考に、各種条例・計画等で求められている事項・考え方等を十分に配慮して進めて ください。

ダウンロードはこちら→

https://www.town.niseko.lg.jp/resources/output/contents/file/release/10848/49989/guidelines.pdf



(11) 公益目的による開発事業の取り扱いについて

鉄道事業者や通信事業者などの公共機関(公益的な事業を営む法人)が、地域の公益 上必要な開発事業を行う場合は、町は、協議内容を審査するにあたって公益上の目的が 達成されるようできる限りの配慮をします。開発事業者におかれても、景観との調和が 図られる事業となるようできる限りの努力をしていただきますようお願いします。

(12) 協議書について

条例第28条の規定による協議は、開発事業の区分に応じた次の書面を提出してくだ

さい。また申請は、事業を開始する30日前(建築基準法、都市計画法、景観法その他関連法令に基づく申請が必要な場合はいずれもその申請前)までに行ってください。

開発事業協議書	条例施行規則様式第14号、第16号、第17号、
	第 18 号のいずれか該当するもの
事業箇所図 (付近見取図)	事業予定地をわかりやすく地図に明記した図
	面
建築物、工作物の図面	概ね200分の1の縮尺による配置図(外構平面
(2 協議が必要な開発事業の(1)~(3)の場合)	図)、平面図、立面図
土地の区画形質変更等の図面	概ね500分の1の縮尺による外構平面図(土地
(2 協議が必要な開発事業の(4)の場合)	利用計画図)
土地の区画形質変更等の図面	概ね200分の1の縮尺による変更前後の土地の
(2 協議が必要な開発事業の(4)の場合)	形状がわかる図面 (断面図等)
現況カラー写真	2 方向以上で、敷地及び敷地周辺の状況がわか
	るカラー写真
完成予想図書	

ニセコ町の景観づくりに関するホームページについて

ニセコ町が取り組む景観づくりの詳細については、北海道ニセコ町公式ウェブサイト (ホームページ) でご覧になれます。ニセコ町景観条例やニセコ町景観条例施行規則、ニセコ町景観条例に定める開発事業の協議に関する指導基準なども閲覧できます。ぜひご活用ください.

ホームページのアドレスは、下記のとおりです。

https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/keikaku/jorei/keikan/keikan_jorei/